

令和2年度 農地中間管理事業に対する事業評価委員意見

1 令和2年度目標に対する実績の評価について

農地中間管理事業集積目標面積600ha、うち新規集積面積300haに対し、実績は全体で722ha、新規は367haとなり、目標を達成できた。

農地中間管理事業も6年が経過し、制度も浸透してきた結果、目標達成に繋がったと思われる。

これまで集落営農法人による機構利用の一定の実績が得られており、今後は、認定農業者等の個人による集積が大切である。

県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携し、担い手を確保し、農地集積に取り組んでももらいたい。

2 地域での話し合い活動の促進について

人・農地プランの実質化や中山間地域直接支払制度の集落戦略では、地域での話し合い活動を通じて、地域農業や集落の将来の姿を明確にし、合意形成を図ることが必要である。

機構としても、こうした地域での話し合いに積極的に参加し、地域の合意形成を促し、農地の集積に繋げてもらいたい。

3 基盤整備事業による担い手への農地集積・集約化について

コロナ禍の中、地域で基盤整備事業についての話し合いが出来ず、換地手続きが遅れるなど、事業による農地集積・集約化の進捗に影響が出ている。

他方、本県では農地再編整備構想の策定や国東市綱井地区における営農構想づくりなど優れた事例もあった。

今後も地域での話し合いを進め、基盤整備事業を通じた農地の集積・集約化を図ってもらいたい。

4 水田畑地化による園芸振興について

県では、農業所得向上のため園芸団地づくり計画を策定し、水田畑地化を進めており、これを契機に機構としても関係機関と連携し、園芸品目を導入する担い手への農地集積を積極的に取り組んでももらいたい。

とりわけ、新規就農者や参入企業に対しては、機構による優良農地の先行借受など農地確保の支援対策に取り組んでももらいたい。

5 農地中間管理権の更新について

農地中間管理事業の契約期限満了案件が急増し、契約更新にかかる地権者、耕作者の意向確認や事務手続きが格段に増加することが見込まれる。

更新にかかる事務手続きの簡素化をはじめ、契約の自動更新が可能となるような制度改正等を国に対して要望することが必要ではないか。

6 相続未登記農地の活用について

高齢化や後継者不足等により相続未登記農地が増加している。こうした中、農業経営基盤強化促進法が改正され、相続未登記農地の共有者の一部の申出による利用権の設定が可能となった。この制度を積極的に活用してもらいたい。

7 コロナ禍における事業推進活動について

コロナ禍により人との接触が制限される中、機構駐在員が安心して効率よく事業推進活動に取り組めるよう、感染リスクを抑える指針の策定や仕組みづくりを工夫することが必要ではないか。

令和3年3月

大分県農地中間管理事業評価委員会委員長 赤松 健一郎